

## 一時保護等の司法審査に関するワーキンググループ（第5回）【議事要旨】

開催日時：令和3年10月18日（月）18：00 ～ 20：00

出席者：【厚生労働省子ども家庭局】岸本内閣官房審議官（子ども家庭局併任）、中野家庭福祉課長、羽野虐待防止対策推進室長  
【法務省民事局】堂蘭大臣官房審議官、佐藤参事官  
【最高裁判所事務総局家庭局】木村第二課長

議題：一時保護への司法審査手続の検討

議事要旨：

- 資料に基づき、過去の議論における論点について確認した。
- 資料に基づき、司法審査の制度案について検討した。
- 資料に基づき、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会に提出する資料案を確認した。
- 事前又は一時保護開始後の一時保護状（仮称）請求の手続を設けることとすることについて確認した。
- 裁判官は一時保護の開始時点における一時保護の適正性について、一時保護開始時点に生じていた事情に関し児童相談所が請求時点までに収集した資料も斟酌して審査することとすることを確認した。
- 現行の「必要があると認めるとき」という一時保護の開始要件について、裁判官が一時保護の適否について適切かつ迅速に合理的な審査を行うために、より要件を明確に規定すべきとの意見があった。
- 一時保護状（仮称）に係る裁判官の判断について、少なくとも児童相談所からの不服申立手続を設けるべきとの意見があった。
- 一時保護の開始から司法審査の申立てまでの期間について、3日以内とすべきとの意見や7日以内とすべきとの意見があった。